

事業契約書(案)

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-1	0		4	4	(2)		事業契約締結時点で各新規発電設備の引渡し完了日について、概ねの予測は可能だが、この日と特定させ、金利基準日を確定させるのはあまり意味がないと思われます(飽くまでも見込みとしかありません)。また、基準金利が確定出来ない時点での支払利息額を記載することも不可能ではないでしょうか。	契約締結時は、支払利息については概算金額を記載し、金利基準日に改定することとします。
契-2	0		4	4	(1)~(3)	契約金額	各々の費用は、税抜き、或いは税込み表示でしょうか。なお、消費税等額についても、当然に支払利息がかかりますこと、お含み願います。	契約書記載金額は消費税込です。
契-3	0				(2)	契約金額	金利基準日は何時の時点の日付で計算し、支払い利息を記入するのでしょうか。	建設負担金の納付日の2営業日前の午前10時です。詳細は、事業契約書(案)別紙7(2)(a)を参照ください。
契-4	0			7		支払場所	横浜市下水道局出納事務所取扱店であれば、事業者側から、取扱店を指定することは可能でしょうか。具体的には、資金調達先の金融機関を指定することによって、資金調達の交渉を有利に運べる可能性がありますので、ご検討願います。	市からの支払いは、「地方公営企業法の財務規定等を適用する病院事業及び下水道事業の出納取扱金融機関の指定」(昭和39年4月1日告示第56号)で指定した金融機関に限られます。
契-5	1	1		1	(3)		『維持管理・運営準備期間』が1ヶ月というのは準備期間としてはかなり短い期間であると考えます。最低3ヶ月程度の準備期間がないと今後22年間の維持管理を行う上で支障をきたす可能性がありますので是非再考願います。	準備期間が長期間に亘りますと、市から既設事業者への維持管理・運営委託費用が増加します。このため、準備期間は短期間であることが求められます。短期間での準備完了をお願い申し上げます。
契-6	1	1章		1条	(3)		「維持管理・運営準備期間」とは本契約の締結日から1ヶ月間をいうと定義されていますが、この期間で事業運営に入るのは現実的には困難と考えるため、可能な限り期間の延長を検討願います。	準備期間が長期間に亘りますと、市から既設事業者への維持管理・運営委託費用が増加します。このため、準備期間は短期間であることが求められます。短期間での準備完了をお願い申し上げます。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-7	1	1章	1	1条		(11)	<p>業務委託企業は、この定義（乙から直接業務の委託を受ける企業）からすると、「協力企業」ということになるものと理解されますが、「再委託先企業」も含むよう表現変更をお願いします。</p> <p>「協力企業」は、通常のプロジェクト事業においては、建設に関してはEPC契約者1社、運営・維持管理に関してはO&M企業1社というのが原則（契約を分割することによる契約間リスクを避けて、責任を一元化する目的）と理解しております。従いまして、例えば、第4章第9節第72条3項に「系統連携に関する業務委託企業」はEPC企業（運営・維持管理に関してはO&M企業から）からの「再委託先企業」となりますので、再委託先企業も含められる定義にご変更お願いするものです。</p>	<p>「業務受託企業」とは、「協力会社」及び「基本協定書（案）」第5条に記載される受託予定企業を指します。「協力会社」ではなくとも、「基本協定書（案）」において明示された企業であれば「業務受託企業」となります。</p>
契-8	2	1章		1条	1	(25)	<p>応募者提案に基づく初期の水準とありますが、経年による劣化はどのように扱われますか。経年劣化を考慮した性能で提案する必要がありますか。</p> <p>経年劣化を考慮した性能による提案が必要な場合、年度毎の事業費用の計算はどのように行えばよろしいですか。</p>	<p>経年劣化を考慮しても、業務要求水準及び応募者提案に基づく水準を満足するようにして下さい。また、当該水準を満足させるために必要な維持管理計画とそれに伴う費用を事業者の裁量により提案してください。</p>
契-9	2	1章		1条	1	(29)	<p>「文脈に応じて」は読む人により解釈が異なる可能性があり、表現を明確にしてください。</p>	<p>個称を指す場合には、「各新規発電設備」と称することとし、「文脈に応じて個称」を削除します。詳細は、事業契約書（案）修正版を参照ください。</p>
契-10	3	1章		1条	1	(40)	<p>「火災」は、その発生が甲又は乙の責に帰さないという条件が必要と考えます。</p>	<p>当該条件を加え、修文致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。</p>
契-11	4	2		5	1		<p>本店所在地は商法上に規定する所在地であって、実務上の所在地は、他の場所でも宜しいでしょうか。</p>	<p>適切にご判断ください。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-12	4	2		5	4		第98条6項乃至7項には、契約終了日から2年以内に当該瑕疵があることを知ったときは、瑕疵を知った日から1年以内に修補及び損害賠償の請求が出来ることと規定してあることから、少なくとも3年間を経過する日まで解散することが出来ないのではないのでしょうか。	第98条の瑕疵担保責任を1年間とすることとし、本条の期間は2年間とします。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-13	4	2章		5条	2		本契約は、甲乙間にて取り交わされるもので、出資者は契約当事者外になると考えます。乙には株式の譲渡制限を定款に定めることはできますが、担保権設定その他の処分行為に対しては制限を付する権限がありません。出資者の行為について、本契約にて定めても効力が無いと考えますがいかがでしょうか。	出資者にかかる部分を削除します。事業契約書(案)修正版をご参照下さい。なお事業契約書修正(案)において、事業者による事業契約上の地位及び債権の処分も承諾事項である点を明記します。
契-14	4	2章		5条	3		「その他の組織変更等」とは具体的にどのようなものを想定していますか。	解散、会社分割、株式交換・移転、営業譲渡、定款変更、経営委任、有限会社化、破産その他の倒産又は再生手続の申立て等を想定しています。
契-15	5	2		6	2		「財政上、金融上の支援が適用されるように努力する」とは具体的に何を想定しておりますでしょうか。	例えば、政策投資銀行の融資など財政上・金融上の支援が存在する場合に、その適用を受けられるように、事業計画上で工夫を行い、かつその手続を行うことを想定しております。
契-16	5	2		7	1		法令の遵守については、双務契約として頂きたくお願い致します(甲及び乙は、本契約、公募要項等及び応募～)。	ご指摘の通りに修文致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-17	5	2		10	1		甲が維持すべき許認可、及び甲が提出すべき届出については、甲の責任と費用において取得する理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。ただし、乙は、第10条第4項に従い、甲の必要とする書類の提供その他について協力する責務を負います。なお、かかる協力義務は乙の費用と責任において行われるものとし、この点事業契約書(案)修正版に明記します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-18	5	2章		8条	1		実施方針及び実施方針に関する質問回答が含まれておりませんが、公募要項等に反映されているとの解釈でよろしいですか。	そのとおりです。
契-19	6	2		11	3~6		甲による、乙に対する「請求書」または「納品書」はないのでしょうか。	第11条に支払手続に関する規定を設けます。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-20	6	2章		11条	6		「供給を受けた上水使用量」に応じて下水道料金を計算するとありますが、クーリングタワーの使用量が多いため、放流量との乖離が大きくなると考えられます。直接放流量を計測するか、蒸発量を見込んだ比率にて料金を計算する等、提案に応じて算定方法を見直すことは可能ですか。	減量認定を希望する場合には、横浜市下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則等に従って、減量認定に必要な諸手続を行ってください。
契-21	6	2章		11条	2		甲から供給を受けた電力を使用する設備は、発電機棟の照明のほかどんなものがあるか対象設備を提示願います。	換気装置、制御室空調、工所用電力等です。
契-22	7	3	1	13	2		何(どの時点)を以て協議が調わないと判断するのでしょうか。例えば、「工期の変更を請求してから、甲と乙が協議し、30日を以ても調わなかった場合は」とするなど、期日を決めては如何でしょうか。	ご指摘の通りに修正致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-23	7	3章	1	13条 2			「協議が調わない場合、甲が合理的な工期を定め、乙がこれに従う。」としていますが、乙が保証できない工期を一方的に定めてこれに従うべしということにならないように、事業者にも何らかの抗弁権を与えて戴けませんでしょうか。なお、価格と納期はトレードオフの関係にございますので、その際は、突貫工事に要する合理的な追加コストが認められるものと理解して宜しいでしょうか。	甲が定めるのは「合理的な工期」であり、これは通常であれば実行可能な工期を意味します。 なお、この場合であっても乙帰責の場合の費用負担はすべて乙負担と考えています（同条第4項参照）。法令変更又は不可抗力の場合の増加費用は別紙9又は別紙10によります（同上第4項参照）。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-24	7	3章	1	13条	3		同条第2項と異なり、協議が整わない場合の規定がありませんが、どのようにお考えですか。	第3項は甲帰責の場合であるため、乙が一方的に甲の定めた工程に従う責務を設けておりません。
契-25	7	3章	1	14条	1		同条第2項で「乙は、乙の調査の不備や誤り、乙が調査を行わなかったことに起因する増加費用及び甲に生じた損害を負担する」とあり、また「乙の調査が甲の調査結果と異なる場合は、甲の行った調査結果につき何らの責任を負担しない」とあります。第1項で「甲の調査の誤りに起因する損害」が規定されていますが、乙が調査を行った場合は乙は自らの調査結果に従うこととなり、調査を行わなかった場合は、行わなかったことに起因した損害と認定されます。第1項で規定する甲の調査の誤りに起因する損害」とはどのようなものを想定していますか。	第14条第1項は、公募要項等に添付された調査結果に関する規定であり、同上第2項はそれ以外の調査（調査項目、及び調査時点の相違を含む）に関する規定です。その旨を明確にするように修文致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-26	7	3章		14条	2		乙が必要に応じて実施した新発電設備の整備のための測量および地質調査その他の調査の結果から、提案内容に変更の必要性が生じた場合、市との協議により提案書の変更は可能でしょうか。なお、ここで言う測量および地質調査はどの時期で実施することを想定されていますか。	協議の上の合意による提案書の変更は可能です。調査時期は事業者の判断によります。
契-27	7	3章	15				保険会社の保険の代替として銀行の保証状差し入れは可能でしょうか。	可能です。その点が明確となるように事業契約書（案）を修正致します。
契-28	8	3章	16	2			「ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら甲に異議を述べなかった場合には・・・」とありますが、不相当であったと知っていることの定義を御教示下さい。	甲の指示に係る設計の結果と増加費用又は損害が発生することについて、設計・建設工事に直接携わる事業者として通常の注意力をもってすれば相当な因果関係が存在すること知っていると考えられる場合です。
契-29	8	3	2	18	1		報告の方法、様式、内容等にもよりますが、「翌月7日までに」は、連休や年末年始等もあり、少々厳しいかと思しますので、可能であれば、「翌7営業日」に変更頂けないでしょうか。	「翌7営業日」に修文致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-30	9	3	2	19	5		第2項の「確認の通知」は、公募要項等又は応募者提案と一致しているからこそ、ご提示頂くものであって、少なくとも設計に係る部分についての責任は是非共同してご負担頂かなければ、事業者は、何を以て安心して建設工事に移れるのでしょうか(建設工事の移行してからでは遅い)。責任ある「確認の通知」を頂く為にも、本項目の削除をお願い致したく、ご検討願います。	事後の電力供給及び温水供給の購入が本事業の目的であり、それに合わせた設計・建設工事は、設計に関する裁量及び責任が乙にあることからわかるように(第16条)、乙の負担で行ってもらう趣旨です。 甲の確認は支払のための甲側の手続であるのご理解ください。
契-31	9	3	2	21	2	(1)	第三者には構成員も含まれるのでしょうか。	含まれます。
契-32	10	3	3	23	3		報告の方法、様式、内容等にもよりますが、「翌月7日までに」は、連休や年末年始等もあり、少々厳しいかと思しますので、可能であれば、「翌7営業日」に変更頂けないでしょうか。	「翌7営業日」に修正致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-33	10	3章	3節			第23条	工事監理者を工場製作期間と現場施工期間で変更してもよろしいですか？	認めます。
契-34	10	3章	3節			第23条	工事監理者にはどのような資格が要求されますか？	建設業法に従ってください。
契-35	10	3章	3節			第23条	工事監理者は工事カルテの登録が必要ですか？	工事实績情報サービス(CORINS)への登録をお願いします。
契-36	10	3章	3節			第23条	工事監理者は本件工事に専任の必要がありますか？	工事に支障さえなければ専任であることを義務づけるものではありませんが、横浜市としては専任であることが望ましいと考えております。
契-37	10	3章	3	23条	1		工事監理者には、建設業法第二十六条第四項に定める監理技術者を選任する必要がありますか。	必要です。
契-38	10	3章	3	23条	2		市と協議の上とありますが、ここで言う「市」とは甲と考えてよろしいですか。	ご指摘の通りです。「甲」に修正致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-39	11	3章	3	27条	3項		「甲は、…事前の通知を行うことなく、随時、更新建設工事に立ち会うことができる。」とありますが、安全管理、工程管理等の観点から、事前通知を行っていただき、その立ち会い内容について協議可能となるよう考慮いただけないでしょうか。	ご提案の通りに修正致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-40	11	3章	3	27条	4項		「…施設の性能に及ぼす影響の大きなもの…」とありますが、具体的に「甲乙が事前に協議会等で定めた検査又は試験」等の表現にはどうでしょうか。	ご指摘の通りに修正致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-41	12	3	3	27	8		甲が責任のある「是正の通知」等を交付頂く為にも、本項目の削除をお願い致したく、ご検討願います。	事後の電力供給及び温水供給の購入が本事業の目的であり、それに合わせた設計・建設工事は、設計に関する裁量及び責任が乙にあることからわかるように（第16条）、乙の負担で行ってもらふ趣旨です。甲の確認は支払のための甲側の手続であるご理解ください。
契-42	12	3章	28	2			帰責事由の所在が甲及び乙のどちらにあるのか明確にできない場合は、増加費用及び損害の負担については別途協議とする、として頂けますでしょうか。	特に規定は設けませんが、関係者協議会で協議されるべき事項となる理解です。
契-43	12	3章	29	1			「工事の施工に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。」とありますが、通常避けられない損害は、甲の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、乙の負担とさせて頂けないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-44	12	3	3	29	1		ただし書き以降の、「通常避けることの出来ない騒音、振動等」が乙の損害賠償負担であるのはおかしいと思います。乙の瑕疵により、通常避けることが出来る騒音、振動等による損害賠償であれば、理解は出来ますが、如何でしょうか。誰が工事を行なっても損害賠償されてしまう可能性があるものについては、不可抗力の範疇として頂けないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
契-45	12	3章	3	29条	1項		「…工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由…」による損害は、乙の責から除外していただけないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
契-46	13	3章	3節	31条	4		甲は試運転により生産する電力及び温水を引き取らないものとするがありますが、電力の処理にはダミーの負荷が別途必要になるなどの問題があるため、電力の引き取りをお願いします。	試運転に伴って発生する電力・温水の引き取りは致しません。ダミー負荷による処理をお願いします。
契-47	13	3章	3	31条 3			「甲は、乙が試運転により生産する電力及び温水を引き取らない」としていますが、第4章第9節第68条1項によると、「乙は、発電設備等による電力又は温水を甲以外に供給してはならない」という条項に矛盾しているように思えます。 仮に試運転の場合は例外と解釈するならば、試運転の為に乙が発生電力を処分するために、電気事業者の資格を取得するという非現実的対応が必要となるのかと考えますが、そうでないとするならば、事業者がどのような処理の仕方を行うものをご想定されているのかご教示戴けませんでしょうか。	ダミー負荷による処理を想定しています。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-48	14	3章	34	2			「ただし、当該新規新規発電設備の瑕疵につき乙に故意又は重大な過失がある場合は・・・」とありますが、重大と判断する基準をご教示願います。また瑕疵が重大であるかの判断は、甲乙協議するものとして頂けないでしょうか。	ご要望は承りました。詳細は事業契約書（案）修正版をご参照下さい。
契-49	14	3	3	31	10		甲が責任のある「各完了確認通知書」等を交付頂く為にも、本項目の削除をお願い致したく、ご検討願います。	事後の電力供給及び温水供給の購入が本事業の目的であり、それに合わせた設計・建設工事は、設計に関する裁量及び責任が乙にあることからわかるように（第16条）、乙の負担で行ってもらふ趣旨です。甲の確認は支払のための甲側の手続であるのご理解ください。
契-50	14	3章	3	34条	1項		取合工事後の更新対象外既設発電設備については、瑕疵担保対象外としていただけないでしょうか。	取合工事に係る部分については瑕疵担保責任を負って頂く理解です。
契-51	14	3章	3	34条	1項		「・・・第31条4項に規定する・・・」とありますが、第31条6項の誤りでしょうか。	ご指摘の通りです。修正致します。
契-52	14	3章	3	34条	2項		瑕疵担保期間が5年とされていますが、設備の瑕疵担保期間は竣工後1年が一般的であり、見直しいただけないでしょうか。	通常の横浜市下水道局設備課の工事と同様に、2年間に修正致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-53	14	3章	3	34条 2			<p>本項の瑕疵担保期間の規定は民法第717条を根拠として草稿されたものと察しますが、民法が対象としているのは「土地の工作物」ということで、建屋その他の土地の上に建設される構造物であり、一般の設備・機器を対象とするものではないと見なされてはなりません。今回の更新工事は建屋内の設備・機器を対象とするものでございますので、商習慣に従って瑕疵担保期間1年として戴くようお願いいたします。PFI導入当初においては、箱物物件が主に選定されてきた経緯から、各自治体殿の契約書（案）でもこの条件が標準的に規定されておりましたが、最近のプラント物の案件では、神奈川県殿を始め我々の知る限り全ての自治体殿におかれましては、提案参加企業からの質疑およびヒヤリング等を通じて、瑕疵担保期間1年に修正されてきた経緯がございますことを、我々のささやかな経験から蛇足ながらご報告させていただきます。</p>	<p>通常の横浜市下水道局設備課の工事と同様に、2年間に修正致します。</p>
契-54	14	3章	3	34条	5項		<p>工事請負人が、甲に直接、瑕疵修補又は損害賠償を行うよう、乙と工事請負人との請負契約に明記することを求めているように思われます。この場合、第24条第4項との整合を取る必要があるため、どちらかの規定にすべきではないでしょうか。</p>	<p>24条4項の事業者の責任は、事業契約上の事業者の市に対する責任であるのに対し、34条5項の請負人の責任は、請負契約上のものであり、請負人が事業者に対して負うものです。また、請負契約において、事業者の事業契約上の責任が請負人に転嫁されることが本事業の安定上好ましく、34条5項はかかる規定を請負契約に盛り込むべき義務を事業者に課すものという理解です。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-55	15	3章	3	34条 5			<p>本条第2項に関する別項でお願いしておりますが、設備・機器に対して土地の工作物対象の瑕疵担保期間が適用されるとなりましたら、請負企業に対して通常の商習慣を大幅に逸脱した条件を盛り込むことを求められることとなります。これは公正な取引とは言えず（下請企業に対する不当な要求）不相当と考えます。</p> <p>構成員が元請企業となってそのリスクを取る（下請に対してはそのリスクを担保しない）ということも本来のあるべき姿ではないと考えます。（家電製品でもメーカー保証は1年です。最近では量販店が追加保証料を取って、メーカー保証に加えて3年といった長期保証をつけるということがありますが、これは一種の自家保険の考え方で、量販店ならではのビジネスモデルですが、プラント工事の元請企業にそのまま適用できるものはございません。）その点をご酌量いただき、瑕疵担保期間の変更をお願いするものでございます。</p>	瑕疵担保期間を変更する予定です。
契-56	15	3章	3	35条	5項		<p>解体撤去された鉄塊等のスクラップとしての価値を評価するため、更新対象既設発電設備の材料構成比等をご教示いただけないでしょうか。</p>	データは関心表明者に提示いたします。
契-57	15	3	3	35	8		<p>甲が責任のある「撤去完了確認通知書」を交付頂く為にも、本項目の削除をお願い致したく、ご検討願います。</p>	<p>事後の電力供給及び温水供給の購入が本事業の目的であり、それに合わせた設計・建設工事は、設計に関する裁量及び責任が乙にあることからわかるように（第16条）、乙の負担で行ってもらう趣旨です。</p> <p>甲の確認は支払のための甲側の手続であるご理解ください。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-58	16	3	3	36	5		甲が責任のある「更新建設工事完了確認通知書」を交付頂く為にも、本項目の削除をお願い致したく、ご検討願います。	事後の電力供給及び温水供給の購入が本事業の目的であり、それに合わせた設計・建設工事は、設計に関する裁量及び責任が乙にあることからわかるように（第16条）、乙の負担で行ってもらふ趣旨です。 甲の確認は支払のための甲側の手続であるご理解ください。
契-59	17	4	1	38	4		ただし書き以降の、「乙が維持管理・運営期間の終了」は、「乙が維持管理・運営準備期間の終了」の間違いではないでしょうか。ご確認願います。	ご指摘の通りです。修正致します。
契-60	18	4章	38	5			帰責事由の所在が甲及び乙のどちらにあるのか明確にできない場合は、増加費用及び損害の負担については別途協議とするとして頂けますでしょうか。	特に規定は設けませんが、関係者協議会で協議されるべき事項となる理解です。
契-61	18	4章	43	1			帰責事由の所在が甲及び乙のどちらにあるのか明確にできない場合は、増加費用及び損害の負担については別途協議とする、として頂けますでしょうか。	特に規定は設けませんが、関係者協議会で協議されるべき事項となる理解です。
契-62	18	4章	43	1			「全体施設の維持管理又は運営に伴い、通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。」とありますが、通常避けられない損害は、甲の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、乙の負担とさせて頂けないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-63	18	4	1	43	1		ただし書き以降の、「通常避けることの出来ない騒音、振動等」が乙の損害賠償負担であるのはおかしいと思います。乙の瑕疵により、通常避けることが出来る騒音、振動等による損害賠償であれば、理解は出来ますが、如何でしょうか。誰が維持管理又は運営を行なっても損害賠償されてしまう可能性があるものについては、不可抗力の範疇として頂けないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
契-64	18	4章	1	43条	1項		「...工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由...」による損害は、乙の責から除外していただけないでしょうか。	乙に十分な損害防止の工夫をお願い致したく、左記規定の変更は行わない予定です。
契-65	19	4	1	46	1		第48条1項(1)との整合性から、業務日報の提出を「当該日中に甲に提出する」から、「翌営業日中に甲に提出する」に変更願います。	「翌営業日中」に修文致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-66	20	4	1	48	7	第12章	「関係者協議会」の定義とは何ですか。どのような組織体系、メンバーから構成されるのでしょうか。	第111条を参照ください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-67	20	4章	3	48条 7			<p>「甲は、当該協議結果に基づき、是正勧告の内容を変更することができる。」としながら、「但し、甲は当該協議結果に拘束されないものとする。」と付け加えています。関係者協議会には横浜市殿も参加されて決議が行われるのですから、その決議内容が無視されるというのは、何のための関係者協議会かということになります。但し書きを削除して戴きたくお願いいたします。</p> <p>なお、「関係者協議会」がどのようなものであるかの記載が契約書に盛り込まれる必要があると考えます。独立した条項を設けていただくか、第1章第1条の用語の定義に盛り込んで戴く様お願いいたします。</p>	<p>但し書きを削除致します。</p> <p>なお、協議会については、第111条を参照ください。</p>
契-68	21	4	2	49	1		<p>発電機棟の点検、保守及び修補の範囲について、業務要求水準書別紙2記載の事業範囲内に限るとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>基本的な考え方はご質問の通りですが、センター側の管轄下にある設備と分離できない設備（火災報知器、放送関連機器等）については、事業者と横浜市が協議の上、範囲を決定することになります。</p>
契-69	21	4章	2節	49条			<p>発電機棟保守管理業務について、その業務内容をと対象範囲を明示願います。また、過去の保守点検、修補の記録（費用を含む）を提示願います。</p>	<p>対象範囲は発電機棟全体です。業務内容については業務要求水準書に示された水準を維持するために必要な内容を事業者の判断でご提案ください。</p>
契-70	21	4章	50	1			<p>「一括で支払うものとする」とありますが、支払いの時期及び方法を具体的にご教示願います。またこの場合建設負担金支払いの必要はありますか。</p>	<p>大規模修繕工事を別に発注する形になりますので、当該工事の支払手続は、通常の工事の場合と同様です。なお、この場合、建設負担金は必要ありません。</p>
契-71	21	4	2	50	1		<p>増加費用又は損害について甲から一括で支払われるタイミングは、乙の請求条件によるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>大規模修繕工事を別に発注する形になりますので、当該工事の支払手続は、通常の工事の場合と同様です。なお、この場合、建設負担金は必要ありません。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-72	21	4	2	50	1		大規模修繕又は増改築により、維持管理費用も増加が予測されますが、維持管理費用の取扱はどのようになりますか。増加費用は甲の一括支払いとなっておりますが、維持管理費用支払って頂ける理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕又は増改築によって維持管理費が増減する場合には、当該維持管理費は、第50条の増加費用に含まれず、第85条以下の業務方法の変更の手続によるものとする理解です。以上が明確となるように修文致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-73	21	4章	50	1			「乙をして当該大規模修繕又は増改築を行わせることができる。」とありますが、合理的な理由がある場合は乙が請負わないことが出来ると解釈してよろしいでしょうか。	現在の条文では、乙は必ず請け負うこととなります。
契-74	21	4	2	52	1		設計図、施工図等の作成費用は、第50条の費用に含めてよろしいのでしょうか。	設計図、施行図等の作成費用を含みます。
契-75	21	4	2	53	1		具体的に第3章の何条をどのような時に準用することを想定しているのでしょうか。	引渡時の手続、遅延損害金、瑕疵担保責任、等です。ただし、第3章の瑕疵担保期間を修正することに伴い、本章の瑕疵担保期間は別途規定するように事業契約書（案）を修正します。
契-76	21	4章	2	53条	1項		瑕疵担保については準用外と考えてよろしいでしょうか。	第3章の瑕疵担保期間を修正することに伴い、本章の瑕疵担保期間は別途規定するように事業契約書（案）を修正します。
契-77	22	4章	55	6			「一括で支払うものとする」とありますが、支払いの時期及び方法を具体的にご教示願います。またこの場合建設負担金支払いの必要はありますか。	大規模修繕工事を別に発注する形になりますので、当該工事の支払手続は、通常の工事の場合と同様です。なお、この場合、建設負担金は必要ありません。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-78	22	4章	55	6			「ただし、甲の責めに帰すべき事由又は甲の要求により乙が本項の大規模修繕又は更新を行ったが場合、・・・」とありますが、小規模修繕においても維持管理・運転仕様書記載の費用を上回る費用は支払うと考えてよろしいでしょうか。	第55条第6項但書の適用は、甲帰責及び甲の要求による大規模修繕又は更新に限られる理解です。
契-79	22	4	3	55	6		第50条(大規模修繕等)においては、大規模修繕は甲のご負担となっておりますが、「維持管理・運転仕様書記載の費用を上回る費用は乙の負担とする」は「甲」のご負担の間違いではないでしょうか。	発電設備等については大規模修繕を含めてすべての費用が原則的に乙の負担となります。但書以降で、甲帰責、法令変更又は不可抗力の場合の大規模修繕について別途費用負担の規定をしています。
契-80	22	4章	3	55条	7項		瑕疵担保については準用外と考えてよろしいでしょうか。	準用される理解です。
契-81	22	4	3	56	1		設計図、施工図等の作成費用は、甲のご負担との理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕又は更新の費用負担者が負担する理解です。その旨が明確となるように修文致します。事業契約書(案)を参照ください。
契-82	23	4章	4節	59条			清掃業務を行う施設の対象範囲と過去の害虫および害虫駆除等を実施した記録(費用を含む)を提示願います。	平成10年度以降の資料で、業務対象範囲は不明ですが、植栽の病虫害防除平成13年度に2回85,260円と44,100円、平成14年度に1回97,952円です。平成10年度に沈砂スクリーンかす設備で鼠駆除を29,400円でおこなっています。
契-83	23	4	4	59	(2)		害獣駆除等の「等」は何を想定しておりますか。	他の設備で実績のある、鼠の駆除を想定しています
契-84	23	5章	61	2			「・・・各種測定項目について測定する。」とありますが、確認のため項目と頻度をご指示願います。	業務要求水準書の通りです。最終的には優先交渉権者選定後の事業者と横浜市との協議により決定します。
契-85	23	5章	62				「十分な経験と知識を有する者を責任者と定め」とありますが、責任者は常駐する必要はないと考えますがよろしいでしょうか。	業務要求水準書を満足すれば、ご質問のような提案を否定するものではありません。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-86	23	4	5	63	4~5		「改善を求めることができる」、「改善を求めた日から」とありますが、何を以て改善要求となるのでしょうか。書面として頂きたく宜しくご検討願います。	改善について、書面で通知するように修文致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-87	24	4章	6	64条	2項	(2)	本業務は、警備業法で定める警備業務に該当するのでしょうか。また、該当する場合、SPCが本業務を行うことは可能でしょうか。	該当しません。なお、警備業法上の警備業務との区別を明確化するため、「警備」を他の用語に修正します。事業契約（案）修正版をご参照下さい。
契-88	24	4	7	66	1		過去における見学者の訪問リストをご提示頂けますでしょうか（訪問頻度を知りたい為）。	データは関心表明者に提示いたします。
契-89	24	4	7	66	1		全体施設の見学会は年間どの程度行われるのでしょうか。また、その時に発電機を停止する必要はあるのでしょうか。	発電機を停止するかどうかは事業者の裁量で決定して頂きます。
契-90	24	4章	7節	66条			見学者対応について、市が開催する施設見学会等の年間計画、回数、参加者人数を参考までに提示願います。	データは関心表明者に提示いたします。
契-91	24	4	7	66	2		パンフレットの作成費用負担は甲乙何れの負担になるのでしょうか。	乙負担です。
契-92	24	4章	7	66条	2項		パンフレットを本事業実施場所以外で、乙が第三者に頒布することは認められますか。	条件付で認めます。
契-93	24	4	8	67	1~2		ISO14001にかかる費用負担について、甲乙何れの負担になるのでしょうか。	乙負担です。ただし、認証をとる必要はありません。
契-94	25	4章	9	69条	4項		甲からの消化ガス供給量が業務要求水準書または甲の通知する月毎消化ガス供給予定量の値から大幅に増加あるいは減少し、乙の全体施設運営に支障が生じた場合、それにより乙に発生する合理的な増加費用は甲が負担いただけるのでしょうか。	消化ガス供給量については、安定的に供給を行う予定ですが、発生状況が不確実であるため、その保証を行うことはできません。ただし、基本料金は、発電量・温水量に拘らず支払うこととしており、また、甲帰責の消化ガスの増減は基本料金減額の原因の対象外としております。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-95	25	4章	9節	69条	5		「甲は、供給する消化ガスの品質、成分、圧力を保証しない」とありますが、保証して頂くことなしには消化ガスの有効利用による電力・温水の供給が困難になる場合があります。事業の安定性を鑑み、ぜひ保証項目として頂きたく存じます。	消化ガスの品質、成分、圧力への保証はできませんが、有効利用が困難になるほどの変動がある場合には協議によって対処するようにしています。
契-96	25	4章	9節	69条	6		「甲は、乙に供給した消化ガスの有効利用等を原因として発電設備等に損傷、劣化等が生じた場合であっても、これについて責任を負担しない」とありますが、消化ガスの品質、成分、圧力を保証して頂く事により、本項に関しましても責任をご負担頂けませんでしょうか。	消化ガスの品質、成分、圧力への保証はできませんが、有効利用が困難になるほどの変動がある場合には協議によって対処するようにしています。
契-97	26	4章	9	70条	4項		修正箇所及び修正理由の通知に対して、乙が異議を申し立てることも可能としていただけないでしょうか。	異議申立て 協議 協議不成立時は甲に従う、という手続を追加します。
契-98	26	4章	9	71条	3項		設置する電力量計、熱量計は検定付と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
契-99	26	4	9	73	3	(2)	何が起こり得るか想定困難な為、条文に「等」を加えては如何でしょうか。「電力会社からの電力の供給が停止した際等、全体施設～」	「汚泥処理センターが停電した際、・・・」と修正致します。
契-100	26	4章	9	71条	3項		設置する電力量計、熱量計は検定付と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
契-101	26	4章	9	73条			電力供給停止時は、消化ガスの引取り要求は無いものと考えてよろしいでしょうか。	電力供給停止時も事業者の消化ガスの引き取り義務自体は無くなりません。
契-102	27	4	9	74	1		『甲の必要とする時間に、甲の必要とする温水量を継続して供給する～』とありますが、原則365日、24時間供給となるのでしょうか？	ご指摘の通りです。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-103	28	5章		75条			「甲が乙に支払う対価は、更新建設工事費並びに電力料金及び温水料金である。」ということですが、この表現ですと、ご承知の上のこととは存じますが、建設負担金相当分の対価が二度払いとなっています。「対価」は即ち「契約金額」ですから、現実にそぐわなくなっています。これにより、企業会計上次のような問題が生じます。即ち、「建設負担金」相当分を含む更新建設費の100%を完工時点で売り上げた上で、電力料金および温水料金の基本料金（建設負担金相当およびそれに係る金利を含む）を20年間に亘って売上計上せざるを得なくなるのではないのでしょうか。その分、法人所得税および消費税に影響してくることになります。この点についての横浜市殿のご解釈をお聞かせ願います。	検討いたします。
契-104	28	5章		75条			電力料金及び温水料金の基本料金は更新建設費部分と維持管理費部分からなっていますが、一括して電力（あるいは温水）基本料金としたのでは、別項目で問題提起させて載っている如く、建設工事費分が建設負担金を債権としてその返済であるという経理処理ができなくなるものと危惧されます。一般的には、BTOの場合、割賦代金およびそれに係る金利として対価の項目分けをしています。	検討いたします。
契-105	28	5		75	3		1ヶ月の日数とは、休祝日を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
契-106	28	5		75	5		「耐用年数に達する日」とは、具体的に平成29年3月31日でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-107	28	5章		75条 5 および 6			「基本料金対象建設工事費に支払利息を加えた額を別紙7に記載の支払期間の日数で除した額」という趣旨の表現がありますが、正確ではございません。返済額は前半の10年と後半の10年では異なりますので基本料金単価も当然前半と後半で異なることになるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通り、基本料金単価を前半10年間とその後契約終了期間までの期間で異なるものと修正いたします。
契-108	29	5章		75条	71項		環境事業局からの買電単価の算定方法、また近年の実績をご教示ください。	環境事業局と東京電力との売電契約に基づく夜間の電力単価を一年遅れで適用しています。
契-109	29	5章	76	1			「信託設定行為に基づく信託財産として分別管理」とは具体的にどのような管理なのでしょうか。信託業免許に基づく管理でしょうか。	前払金が信託財産であり、更新建設工事の対価としての性格を持つものではないことを明確にする趣旨です。特別の管理は必要ではありません。最高裁判所第1小法廷平成14年1月17日判決をご参照下さい。
契-110	29	5章		76条	2		「その増額後の更新建設工事費の10分の3（建設に関する工事については10分の4）」とありますが、本文章における「増額後の更新建設工事費」とカッコ内の「建設に関する工事」の区別を明示願います。	「その増額後の設計費の10分の3（建設に関する工事については10分の4）」と修正致します。詳細は、事業契約書（案）修正版を参照ください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-111	28	5章		76条 3			<p>「建設負担金」の企業会計処理上の項目をどのように想定されておられますでしょうか。横浜市殿からの御支払いと相殺して未収扱い(運営・維持管理期間に割賦で支払われる)とすることは認められないものと理解しております。従いまして、事業者としては、横浜市殿への債権という形で投資あるいは財務勘定として残しておかない限り、初年度の損金としてこれを計上せざるを得なくなるのですが、「建設負担金」という表現で「債権」として扱うことが可能なのでしょうか。そこで弊提案としては、「建設負担金」ということではなく、横浜市殿への「貸付金」あるいは「債権の購入」として戴くのがよいと考えます。(注)損金として計上した場合：電力料金・温水料金の中の更新工事費相当額は100%利益ということになり、40%強の法人所得税が課せられます。初年度の損金との相殺は税務の時効期間(5年)以内に限られますので、その後15年分の税金が持ち出しとなります。</p>	検討致します。
契-112	30	5		76	5		1行目の句読点の位置が不適切かと思えます。	ご指摘の通りです。修正致します。
契-113	30	5章	78	2			<p>直近の改定時の電力の市場実勢価格の推移その他諸般の事情を勘案し電力料金の見直しの協議を求めることができるとありますが、本事業の電力料金の構成要素からすると電力の市場実勢価格を電力料金見直しの指標とするのは必ずしも妥当性があるとは言えないのではと考えます。「直近の改定時の電力の市場実勢価格の推移」は削除していただけますでしょうか。</p>	削除致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-114	30	5章	78	2			「甲は、電力料金について・・・見直しの協議を求めることが出来る。」とありますが、甲及び乙として頂けますでしょうか	削除致します。
契-115	31	5		79			全体的に電気料金及び温水料金の減額措置が事業者にとって厳しく、また、減額リスクを定量化することが困難であるため、資金調達が困難なことも予測される。減額範囲を再考願います。	検討致します。
契-116	32	5章	79	1	(5)		乙が、受領した消化ガスを有効利用せずに大気に直接放出した場合においても、甲の責に帰すべき理由による場合についてはこの限りではない、として頂けますでしょうか。	追加致します。
契-117	34	6章	1節	82条			第82条と第83項5項の違いを教えてください。	第82条は業務受託企業変更通知の一般的な規定であり、第83条第5項は維持管理・運営期間開始後2年以内に業務受託企業を変更する場合の特例です。この場合、同上第6項、第7項の手続が必要となります。上記趣旨が明確となるように修文致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-118	34	6章	1節	83条	5		第82条と第83項5項の違いを教えてください。	第82条は業務受託企業変更通知の一般的な規定であり、第83条第5項は維持管理・運営期間開始後2年以内に業務受託企業を変更する場合の特例です。この場合、同上第6項、第7項の手続が必要となります。上記趣旨が明確となるように修文致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-119	35	6	1	83	7	第12章	「関係者協議会」の定義とは何ですか。どのような組織体系、メンバーから構成されるのでしょうか。	第111条を参照ください。
契-120	36	6章	2節	88条	2		「当該協議において合意が成立しない場合、甲が、電力料金及び温水料金を・・・合理的に決定し、乙に通知するものとし、乙はこれに従う」とありますが、交渉の余地を作っていたかたく存じます。	第86条に乙から料金変更の希望・見積を提出しており、その後、第88条2項に従い甲及び乙は協議を行う理解です。この協議にも関わらず合意に至らなかった場合には乙は甲の通知する料金に従う、とする趣旨です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-121	36	6章	2節	89条	3		「協議が整わない場合は、乙は甲の定める業務方法の変更に従うこととする」とありますが、本項目につきましては交渉の余地を残して頂きたく存じます。	第3項において、乙による協議の請求を追加致します。事業契約書（案）修正版を参照ください。
契-122	38	6章	3節	92条	6		「甲は30日以内に、本章第4節の手続に従い、契約の解除を行なう事ができる」とありますが、契約の解除につきましては交渉として頂きたく存じます。	契約解除の前に、関係者協議会で協議されるべき点を追記します。事業契約書（案）修正版をご参照下さい。
契-123	39	6	3	93	1		公募要項内及び業務要求水準書内で標準消化ガス供給量が書かれた記述を見つけることが出来ません。標準消化ガス供給量の規定を教えてください。	「業務要求水準書」及び「記載要領及び様式集」を参照ください。
契-124	40	6	4	94	6		「相当な額」とは、新規発電設備に要した出来形部分及び支払い利息との理解でよろしいでしょうか（『相当な額』の定義を教えてください）。	相当な額とは、評価時点における出来形の合理的な評価額となります。分割払いの場合はこれに支払利息が加わります。
契-125	40	6	4	94	6		「20年を超えない」とありますが、20年間の支払い利息の基準金利等は何を適用するのでしょうか。また、分割して支払う場合の最長期間を平成39年3月31日までとして頂きたい。	基準金利は別紙7記載の基準金利であり、金利基準日は別途定めます。事業契約書（案）修正版を参照ください。分割して支払う場合の最長期間はご提案どおりと致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-126	40	6章	4	94条 6			<p>契約解除時、「基本料金対象更新建設費に残日数を乗じて得られる金額を支払う」ということですが、前半の10年と後半の10年では基本料金が異なる点を明確にして戴けませんでしょうか。(5章75条に関するコメントをご参照ください。)</p> <p>また、「甲は、当該金額を一括支払うか又はこれに関する支払利息を加算して得られる金額を解除前のスケジュールに従って支払うかを選択する」という表現ですが、別紙7に示されているとおり、支払利息は基本料金の一部ですから、一括支払いの場合は逆に金利相当分を差し引くというのが正しい表現ではないでしょうか。但し、別項目で問題提起しておりますとおり、建設負担金を債権として、その回収ということを明確にするためには、逆に元金および金利を区分して基本料金の外に置くべきと考えます。</p>	<p>「各基本料金単価のうち基本料金対象更新建設費相当額」とは、建設負担金相当分を意味し、これには支払利息は含まれません(別紙7を参照)。</p> <p>契約解除時においても、別紙7に従って、金利改定は行われる理解です。その旨を明確とするように修文致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。</p>
契-127	41	7章		95条			<p>「第8条第1項に基づき」は、「(財務大臣が定める)率」にかかるものとして解釈して宜しいでしょうか?</p>	<p>ご指摘の通りです。</p>
契-128	42	8章	98	1			<p>本項の適用は、本契約終了後の2年間に乙が必要と考える定期修繕及び維持管理を適正に実施した上での適用として頂けますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を追加します。事業契約書(案)修正版を参照ください。</p>
契-129	42	8章		98条	1		<p>「本契約終了後少なくとも2年間」とありますが、「2年間」の根拠をご提示頂けませんでしょうか。</p>	<p>発電設備等を再度更新するのに必要となる期間です。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-130	42	8章		98条 6			<p>20年間運転後の瑕疵担保保証を事業者に求める（当然ながら、再委託先であるメーカーに求めることはできない）ことは事業者に対する過大なリスク移転ではないでしょうか。</p> <p>特に、2年間もの間横浜市殿による運営・維持管理が行われていて、その間に発見された瑕疵が一方的に移転前の事業者の責任による瑕疵と決め付けられる点、納得し難いものがございます。21年目・22年目も事業者が運営・維持管理契約を別途委託されるものとの前提を付けて戴くか、あるいは本条を削除お願いいたします。</p>	<p>瑕疵担保責任は1年間とします。また第6項に「ただし甲が乙の定める維持管理計画に従い適切に維持管理・運営していない場合にはこの限りではない」と追加します。</p>
契-131	43	8章	100	2	(2)		<p>「第79条第1項第5号及び6号に従った電力料金の減額が連続して2ヶ月以上行われた場合」とありますが、「ただし、かかる事由の発生が乙の責に帰すべからざる場合はこの限りではない」と追記して頂けますでしょうか。</p>	<p>追加致します。後日、事業契約書（案）修正版を配布いたします。</p>
契-132	43	8章	100	2	(3)		<p>「連続して6ヶ月以上、第79条（第1条第5項及び第6号を除く）に従った電力料金又は温水料金の減額が行われたとき」とありますが、「ただし、かかる事由の発生が乙の責に帰すべからざる場合はこの限りではない」と追記して頂けますでしょうか。</p>	<p>追加致します。後日、事業契約書（案）修正版を配布いたします。</p>
契-133	43	8		100	3	(4)	<p>甲が土地及び本件施設の使用許可を取り消した時に、即時契約終了は、事業者としてリスクが高すぎます。即時終了とせず、多少の猶予は頂きたい。</p>	<p>削除致します。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-134	43	8章		100条 3		(4)	「甲が土地及び本施設の使用許可を取り消した時」という条件が盛り込まれるならば、他の条件を並べるまでもなく、甲が随意に使用許可を取り消すことにより、契約終了を宣言できることとなります。あまりに一方的すぎ、不公平ですので、本号削除いただけませんか。	削除致します。
契-135	43	8章	100	3		(5)	甲が使用許可を取り消す場合の条件を御教示願います。	削除致します。
契-136	44	8章	101	2			「甲の選択により、一括又は当該出来形部分の金額に相当の支払利息を加え…」とありますが、相当の支払利息とは具体的にどのような計算方法による算出金額でしょうか？	出来形の評価額（違約金と相殺した場合は相殺後の残高）にかかる、別紙7に示す基準金利により算出される金利となります。基準金利日は別途定めます。
契-137	44	8章		101条 2			「発電設備等を撤去し更地とすることが妥当と合理的に判断した場合・・・当該出来高を買い受けないことができる」としていますが、これは事業継続を前提とした表現（乙の不履行を表向き理由として、その時点の社会環境を勘案したところ、事業を中止するのが最善と判断したというのは合理的判断とは認められない）として戴けませんでしょうか。そこで、「甲自ら事業を実施するか或は第三者をして事業を引き継がせるにあたり、発電設備等を撤去し更地として新たに工事をやり直す事が経済的合理性に適うものと判断した場合・・・」としていただくことを提案します。	ご提案どおりに修正いたします。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-138	44	8章	102	1			「甲の選択により、一括又は当該出来形部分の金額に相当の支払利息を加え…」とありますが、相当の支払利息とは具体的にどのような計算方法による算出金額でしょうか？	出来形の評価額にかかる、別紙7に示す基準金利により算出される金利となります。基準金利日は別途定めます。
契-139	44	8章			102条	1	「相当な金額」はどのようにご判断されるのか、お考えを提示頂きたいと存じます。	相当な額とは、評価時点における出来形の合理的な評価額となります。分割払いの場合はこれに支払利息が加わります。
契-140	44	8章			102条	1	支払い方法について「甲の選択により」とありますが、本項目は市殿の債務不履行等による契約の早期終了です。「乙の考える支払い方法・スケジュールにより」等、事業者にも選択の余地を与えていただけませんか。	支払方法については甲乙の協議事項とします。
契-141	44	8章			102条	2	支払い方法について、「甲は…選択することができる」とありますが、本項目は市殿の債務不履行等による契約の早期終了です。「乙の考える支払い方法・スケジュールにより」等、事業者にも選択の余地を与えていただけませんか。	支払方法については甲乙の協議事項とします。
契-142	44	8章	102	2			当該契約解除に伴う金利スワップ解約等の金融費用は、合理的な範囲で御市でご負担頂くことをご検討下さい。	ご提案の通りとします。契約書（案）修正版をご参照下さい。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-143	46	9章		104条	1		<p>更新建設工事に係る対価、電力料金および温水料金に係る消費税を支払うということになっていますが、更新建設工事に係る対価の100%（建設負担金相当分を含む）に対して消費税を支払い、電力料金・温水料金に係る対価の100%（基本料金対象更新工事費および金利相当分を含む）に関して消費税が賦課されるという理解で宜しいでしょうか。（さすれば、建設負担金相当分がダブルカウントとなりますが、現実に横浜市殿より事業者を支払われる金額の全てに対して消費税の納付義務があるものと我々は理解しています。）</p> <p>また、電力料金・温水料金の中の金利部分についても消費税が賦課されるのでしょうか。（一般のBTO案件では賦課代金として、その他のサービス対価と明確に区別しておりますので、金利には消費税がかからないということになりますが、今回のように基本料金二の一部ということであると、賦課される可能性が高いように思えます。）一方、事業者から横浜市殿に対して支払われる建設負担金については、一般企業とは異なる横浜市殿への支払いですから消費税対象外と理解しますがよろしいでしょうか。（必要となれば、トリプルで消費税が賦課されることとなります。）</p>	検討致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-144	46	9章		104条 1			事業者が負担する税金に関する税務当局の解釈リスクは事業者の負担になるのでしょうか。他の質問項目で問題提起しております如く、税務当局に取っても経験の無いものと察せられるようなトランザクションが今回の契約には盛り込まれておりますので、税務当局の公式見解を入札時点までに得られない可能性が強いものと思われませんが、それを全て事業者のリスクとされますと事業破綻に直結するインパクトがございます。横浜市殿と事業者が想定する租税公課の解釈を前提条件として、それ以外の解釈が税務当局より示された場合には、第10章の法令変更に基づいた対応が成されるものと理解して宜しいでしょうか。	検討致します。
契-145	47	10章	107	2			「甲の選択により、一括又は当該出来形部分の金額に相当の支払利息を加え…」とありますが、相当の支払利息とは具体的にどのような計算方法による算出金額でしょうか？	出来形の評価額にかかる、別紙7に示す基準金利により算出される金利となります。基準金利日は別途定めます。
契-146	47	10章	107	3			当該契約解除に伴う金利スワップ解約等の金融費用は、合理的な範囲で御市でご負担頂くことをご検討下さい。	金融費用の分担は本条第4項の規定に従います。
契-147	49	11章	110	2			「甲の選択により、一括又は当該出来形部分の金額に相当の支払利息を加え…」とありますが、相当の支払利息とは具体的にどのような計算方法による算出金額でしょうか？	出来形の評価額にかかる、別紙7に示す基準金利により算出される金利となります。基準金利日は別途定めます。
契-148	50	11章	110	3			当該契約解除に伴う金利スワップ解約等の金融費用は、合理的な範囲で御市でご負担頂くことをご検討下さい。	金融費用の分担は本条第4項の規定に従います。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-149	51	12章		111条			本条に規定されている「関係者評議会」につきまして、定義をご教示願えませんでしょうか。	甲と乙が参加し、各種の協議を行う会議であり、その要綱は別途協議し、定めます。
契-150	52	13		113	1	別紙11	この文章は、基本協定書内別紙1記載の出資者保証書によるとの理解で宜しいでしょうか。	その他、甲と乙との協議によるものも含まれます。
契-151	52	13		114	2		公開は乙の書面による事前承諾事項として頂きたい。	原則、公開請求があった場合は、乙に通知後の公開となります。この場合、市側の判断で部分的なマスキングをすることがあります。
契-152	52	13章		117条			ただし書き以降、「甲が当該技術等の使用を指定した場合であって、乙が当該工業所有権の存在を知らなかった場合」とありますが、どのような場合を持って、「乙が知らなかった」とご判断されるのかお考えをご提示頂けませんか。	「知らなかった」という事実を乙において立証ください。
契-153	57					別紙4	甲にて既に付保している保険があれば(例：火災保険、地震保険)ご教示願います。	付保している保険は特にありません。
契-154	57					別紙4	事業開始後も甲にて継続して付保する保険があれば(例：火災保険、地震保険)ご教示願います。	付保している保険は特にありません。
契-155	57	別紙4		1	(1)		履行保証保険の契約者は、乙ではなく構成員でも構いませんか。	認められません。
契-156	57	別紙4		1	(2)		建設工事保険の補償額は「全体施設の再調達金額」とありますが、第1条(32)及び(39)の定義により、「全体施設」は既設発電設備、新規発電設備、付帯設備、共通設備及び発電機棟が対象となります。既設部分及び建屋の再調達金額をご提示下さい。	補償額を更新建設工事費とします。事業契約書(案)の修正版をご参照下さい。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-157	65	別紙7	2	(2)	(a)	(1)	11～20年目の元本分に相当する額に対する「金利」は、ご負担頂けるのでしょうか。	負担いたします。その旨明記致します。事業契約書(案)修正版を参照ください。
契-158	67					別紙9	維持管理運営費に影響のある法令変更についての記載が御座いませんが、甲負担割合100%と考えてよろしいでしょうか。	「本事業に直接関係する法令変更」の場合には甲負担100%とする理解です。明記致します。後日、事業契約書(案)修正版を配布いたします。
契-159	67					別紙9	消費税率の変更は、事業契約締結以降、事業期間終了日の後も、事業者の瑕疵担保責任期間が終了するまでの期間、増加費用分担を、甲にて負って頂く理解でよろしいでしょうか。	事業契約期間に限られます。
契-160	68					別紙10	『合計』とは事業期間全体の運営費合計金額でしょうか。また、『事業期間の年数で除した～』の『年数』とは、事業期間全体の年数、経過年数、残年数の何れに相当するのでしょうか。	「合計」とは事業期間全体の合計を意味します。また、事業期間とは第1条(21)に定義された期間の年数です。
契-161	68	別紙10					「…更新建設期間にあつては、各事象ごとに…」また、「…維持管理・運営期間にあつては、各事象ごとに…」とありますが、この場合、不可抗力が発生する都度に100分の1までは乙が負担することとなります。「各事象ごと」は削除できないでしょうか。	不可抗力となる各事象ごとに、被害拡大を防止する努力を事業者側をお願いしたい趣旨から、「各事象ごと」に負担をお願いしております。
契-162	69	別紙11					保証内容は基本協定書に記載する内容に限定すると考えてよろしいでしょうか。	その他、甲と乙との協議によるものも含まれます。